

週刊文春

8月8日号 定価380円



昭和34年4月21日第三種郵便物認可 平成25年8月8日発行(木曜日発行)(8月1日発売)第55巻第31号

週刊文春

八月八日号

昭和三十四年四月二十一日第三種郵便物認可
平成二十五年八月八日発行(木曜日発行)(8月1日発売)

第五十五巻 第三十一号

編集人

新谷 学

郵便番号一〇二一八〇〇八一

東京都千代田区紀尾井町三一三三
株式会社文藝春秋(直販部)03-3322-6588(6228)

SINCE 1961
MONDE SELECTION
GOLD AWARD

2013年度

モンドセレクション最高金賞受賞

定価380円
次号発売まで

本体三六二円

90
文藝春秋
90周年

夏はソーダ割りが、なぜかうまい。
樽の時間が浸み出してくる。
耐えてた季節が、
この焼酎の味わいなのだ。
人と同じだね。

樽が育てた
本格麦焼酎、
隠し蔵。

私は、急がない。

お酒は20歳を過ぎてから。
妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に影響するおそれがあります。
お酒はおいしく適量を。飲酒運転は絶対にやめましょう。

創業明治元年
● 濱田酒造株式会社
www.hamadasyuzou.co.jp

4910204020833
Printed in Japan
凸版印刷株式会社印刷
00362



尊厳死の宣言書(日本尊厳死協会の公式ホームページより)

(リビング・ウィル・Living Will)

私は、私の傷病が不治であり、かつ死が迫っていたり、生命維持措置無しでは生存できない状態に陥った場合に備えて、私の家族、縁者ならびに私の医療に携わっている方々に次の要望を宣言いたします。

この宣言書は、私の精神が健全な状態にある時に書いたものであります。

したがって、私の精神が健全な状態にある時に私自身が破棄するか、または撤回する旨の文書を作成しない限り有効であります。

①私の傷病が、現代の医学では不治の状態であり、既に死が迫っていると診断された場合には、ただ単に死期を引き延ばすためだけの延命措置はお断りいたします。

②ただしこの場合、私の苦痛を和らげるためには、麻薬などの適切な使用により十分な緩和医療を行ってください。

③私が回復不能な遷延性意識障害(持続的植物状態)に陥った時は生命維持措置を取りやめてください。

以上、私の宣言による要望を忠実に果たしてくださった方々に深く感謝申し上げるとともに、その方が私の要望に従ってくださった行為一切の責任は私自身にあることを附記いたします。

平成 年 月 日

年 月 日 生

フリガナ
氏名

住 所

以上、私の宣言による要望を忠実に果たしてくださった方々に深く感謝申し上げるとともに、その方が私の要望に従ってくださった行為一切の責任は私自身にあることを附記いたします。

アメリカの場合は、日本のようないい保険制度がないので、リビング・ウイルを残さずに、治療を受け続けていたら、家一軒分の費用が請求されることもあるといふ事情もあり、かなりの人が書いていています。

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

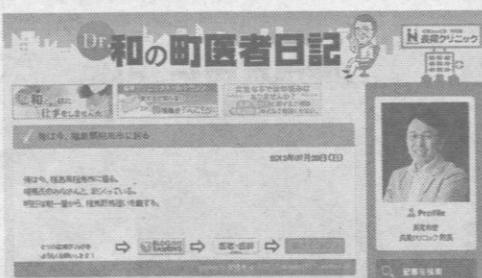
の

の

の

の

の



町医者、を名乗る長尾医師（本人のブログより）

「住みなれた家で最期を迎えたいたい、と思っている方は多い。事実たくさんの自宅での看取りをお手伝いしていますが、みなさんとても満足しています」（長尾医師）

多くのなつたが、大家族が普通だつた少し前までは、家で家族に見守られながら亡くなることはごく自然なことだった。

家で痛みをおさえる麻薬も使える

「胃ろうはしない」、「人工呼吸器はつけない」などである。文書そのものは公証人が作成してくれるので、その旨を伝えよう。費用は基本手数料が一万一千円でこれに正本代が三枚なら七百五十円である。

たとえば、先に紹介した私の義父の場合、「日本尊厳死協会」（以下、尊厳死協会）の会員になっていた。

死が迫ってきたときに、自ら『死のありかたを選ぶ権利』を持ち、そしてその権利を社会に認めてもらおう」（公式HPより）ということを目的としている。現学では治る見込みがなく、

尊厳死協会の会員になる
と、あらかじめ尊厳死協会
が決めている一律の「尊厳
死」の文言（一二七ページ
参照）に、日付や住所の記
入とともにサインをして、
右では約十二万人が会員に
なっている。

◆おまけり知られでない
公証役場での作り方
もうひとつ紹介したいのは、日本全国にある公証役場で「尊厳死宣言」をつくることだ。存じのとおり、公証役場とは公証人により法的に有効な遺言などを作

合の機会でいかがながたいだろう。公証役場で「尊厳死宣言」を作ることは、家族全員で「どのように死にたいか」ということの理解を深め合う、いいきっかけになるはずだ。

「住みなれた家で最期を迎えたいたい、と思っている方は多い。事実たくさんの自宅での看取りをお手伝いしていますが、みなさんとても満足しています」(長尾医師)

多くのなつたが、大家族が普
通だつた少し前までは、家
で家族に見守られながら亡
くなることはごく自然なこ
とだつた。

今、家で看取るといふこ
とになると家族の負担は大
変ではないかと思われる
が、長尾医師はこう言う。
「家族だけで抱え込まない

「実際に会って相談してみる
軒は在宅医療の看板を掲げて
ているといわれる。まずは
族の不安の軽減につとめて
います」（同前）

現在、開業医の十軒に一
つが、長尾医師のように二十
四時間電話で相談を受け付
けている医師も多い。

「できるだけ患者さん、家
族の不安の軽減につとめて
います」（同前）

としている。また、医療従事者も身体だけを生かし続ける医療から脱却し、患者の生き方や価値観、希望に合わせて、その人にもっとも適した医療や介護を提供しようと提案している。

医療界も確実に変わつてきている。あなたが尊厳ある死を迎えるたいと考えているのなら、今から準備をしようべきだろう。

尊厳死宣言公正証書 (日本公証人連合会ホームページより)

本公証人は、尊厳死宣言者○○○○の嘱託により、平成○○年○月○日、その陳述内容が嘱託人の真意であることを確認の上、宣言に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

第1条 私〇〇〇〇は、私が将来病氣に罹り、それが不治であり、かつ、死期が迫っている場合に備えて、私の家族及び私の医療に携わっている方々に以下の要望を宣言します。

1 私の疾病が現在の医学では不治の状態に陥り既に死期が迫っていると担当医を含む2名以上の医師により診断された場合には、死期を延ばすためだけの延命措置は一切行わないでください。

2 しかし、私の苦痛を和らげる処置は最大限実施してください。そのために、麻薬などの副作用により死亡時期が早まったとしてもかまいません。

第2条 この証書の作成に当たっては、あらかじめ私の家族である次の者の了解を得ております。

妻	○	○	○	○	昭和	年	月	日	生
長男	○	○	○	○	平成	年	月	日	生
長女	○	○	○	○	平成	年	月	日	生

私は前条記載の症状が発生したときは、医師も家族も私の意思に従い、私が人間として尊厳を保った安らかな死を迎えることができるよう御配慮ください。

第3条 私のこの宣言による要望を忠実に果して下さる方々に深く感謝申し上げます。そして、その方が私の要望に従ってされた行為の一切の責任は、私自身にあります。警察、検察の関係者におかれましては、私の家族や医師が私の意思に沿った行動を執ったことにより、これらの方々を犯罪捜査や訴追の対象とすることのないよう特にお願いします。

第4条 この宣言は、私の精神が健全な状態にあるときにしたものであります。したがって、私の精神が健全な状態にあるときに私自身が撤回しない限り、その効力を持続するものであることを明らかにしておきます。

原本を保管し、コピーを本人の手元に送つてくる。つまり、尊厳死協会が、「尊厳死」が本人が本当に望んだものであるということを担保するようなシステムになつていいのだ。年会費二千円（夫婦だと二人で三千円）を払うことでの「尊厳死」の意思が更新されたとみなされる。

が、日本公証人連合会が「尊厳死宣言」の例文といふものを公開している（上参照）。その項目の中で、注目してもらいたいのは本人だけでなく、パートナー（妻や夫、さらには子どもたちにもサインを求めていることだ。

実は、一緒に暮らしていない子どもなどの場合、同居しているパートナーが尊厳死宣言をもとに延命治療を行わないと言つても、「そんな話は聞いていない」と言って、延命治療を迫る場合も少なくないという。

同居していれば、日ごろから「死」について話し合って死に方についてお互いで理解していることも多い。しかし、同居していない

協会に送る。

成する役場のことである。